

学校いじめ防止基本方針

平成30年2月策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

② いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校の教育計画は、自他の尊厳と人権の尊重を理念とし、いじめの根絶に向けて教職員、児童、保護者、地域が協働して、豊かな人間づくりと相互理解を通して取り組む。

学校においては、教科、道徳、領域、児童指導など教育活動の全領域・機能においてこのことを確認するとともに、「だれもが、安心して、豊かに」生活できる学校づくりを教職員、児童、保護者、地域の協働作業によってつくりあげ、いじめの根絶を実現する。この取り組みは、教職員が取り組む学校教育の範囲だけでなく、児童会活動やPTA活動、家庭教育、地域での教育活動においても、全力を挙げて取り組むものとする。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

(1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

(2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

(3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、

保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

(4)子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

【学校いじめ防止対策委員会の構成】

- ・校内体制（メンバー）
校長、副校長、学年主任、教務主任、児童支援専任、養護教諭、人権教育部、児童指導部、特別支援教育部
必要に応じて、学校カウンセラーにも参会してもらう。
- ・学校運営協議会もそれを担う。
必要に応じて、学校・家庭・地域連携事業の活用もする。

【委員会の運営】

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家の参加を求めることもできることとする。

【組織の役割と活動内容】

- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。
- ・自他の尊厳と人権の尊重を理念とし、いじめの根絶にあたって教職員、児童、保護者、地域が協働して、豊かな人間づくりと相互理解を通して取り組む。

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には、次に挙げる役割が想定される。

(1) 未然防止

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する役割

(2) 早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 取組の検証

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

【各組織の取組】

| 人権教育 | 児童指導 | 特別支援教育 |
|--|---|--|
| <p>1. 安心できる学校づくり ○道徳などにおける重点的な指導（道徳の授業参観） ○安心集会の企画運営（学級目標決定および報告）</p> | <p>1. 安心できる学校づくり ○児童会での話し合い活動自主的な取組の強化推進 ・児童会テーマ ・児童会による「安心な学校」活動の策定・発表</p> | <p>1. 安心できる学校づくり ○定期的な校長講話の実施 ○教職員による「安心な学校」の策定・発表 ○関係機関との連携 ○教室環境ユニバーサルデザイン化</p> |
| <p>2. 教育相談の重点的な実施 ○全児童への教育相談に関する事前調査用紙作成・配布</p> | <p>2. 教育相談の重点的な実施 ○教育相談事前調査の集約と検討すべき課題分析</p> | <p>2. 教育相談の重点的な実施 ○教育相談実施の日程を含めた計画</p> |
| <p>3. 学級集団での取組や学年や学校集団での指導 ○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用を図る。 ○なかよし活動を通しての指導</p> | <p>3. 学級集団での取組や学年や学校集団での指導 ○「学年・学級経営案」に《いじめ根絶に向けての具体的な取組》の項目を設定し、成果と課題とを確認しながら指導の推進を図る。</p> | <p>3. 学級集団での取組や学年や学校集団での指導 ○「学年・学級経営案」に《いじめ根絶に向けての具体的な取組》の項目を設定し、成果と課題とを確認しながら指導の推進を図る。</p> |
| <p>○学年研で児童の支援検討委員会の内容について確認し、個別の教育支援計画を活用したケース会議などを開催していく。</p> | | |
| <p>4. 人間関係調整能力やコミュニケーション能力 ○「子どもの社会的なスキル横浜プログラム」の効果的な活用を図る。 ○重点研究を通してコミュニケーション能力の育成を図る。 ○なかよし活動を通しての指導</p> | <p>4. 人間関係調整能力やコミュニケーション能力 ○学年・学級経営案に基づく指導の成果と課題の把握 ○既存の学校行事などを活用した児童の人間関係づくり ○教職員対象の児童理解児童指導研修会の実施（児童指導研修会の共通理解を含む）</p> | <p>4. 人間関係調整能力やコミュニケーション能力 ○学年・学級経営案に基づく指導の成果と課題の把握 ○教職員対象の児童の人間関係づくり ○教職員対象の児童理解・児童指導研修会の実施</p> |
| <p>5. 保護者・地域と協働した取組の実施 ○「あいさつ運動」などの協力依頼</p> | <p>5. 保護者・地域と協働した取組の実施 ○ボランティアネットワークへの協力依頼 ○「あいさつ運動」などの協力依頼 ○地域コーディネーターとの密な連携 ○家庭教育学級での職員・保護者対象の研修会の実施</p> | <p>5. 保護者・地域と協働した取組の実施 ○ボランティアネットワークへの協力依頼 ○「あいさつ運動」などの協力依頼 ○家庭教育学級での職員・保護者対象の研修会の実施</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>6. 教職員の指導力向上と指導改善の取組</p> <p>○いじめ防止の指導方法や人間関係づくりの研修、教育相談研修などの外部講師などによる研修の実施 (児童指導部、特別支援部と連携を図って実施する。)</p> | <p>6. 教職員の指導力向上と指導改善の取組</p> <p>○いじめ防止の指導方法や人間関係づくりの研修、教育相談研修などの外部講師などによる研修の実施 (人権教育部、特別支援部と連携を図って実施する。)</p> | <p>6. 教職員の指導力向上と指導改善の取組</p> <p>○いじめ防止の指導方法や人間関係づくりの研修、教育相談研修などの外部講師などによる研修の実施 (児童指導部、人権教育部と連携を図って実施する。)</p> |
|--|--|--|

【年間計画】

| 月 | 取 り 組 み の 内 容 | 担 当 |
|-----|--|-----------------------------------|
| 4 月 | 年間活動計画の作成 ○1年生を迎える会の計画と運営 ○なかよし活動の計画 ○学校のきまり・約束の確認 ○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用 ○学校いじめ防止対策委員会（毎月定例で行う） | 特活部 特活部 児童指導 特活部 児童指導 |
| 5 月 | 「人権教育学習」各学年・学級での取組 ○地域の方への協力依頼 ○なかよし活動に向けて ○学校生活についてのアンケート・第一回 YP アンケート | 人権教育部 特活部 児童指導・ 人権教育部 |
| 6 月 | 「人権教育学習」各学年・学級での取組 ○なかよし活動 ○学級目標決定の安心集会実施 | 特活部 人権教育部 |
| 7 月 | 「人権教育学習」各学年・学級での取組 ○なかよし活動 ○「人権教育」に関わる職員研修会 (隔月の職員研修とは別に改めて行う) ○管理職・専科による教育相談週間の実施 | 特活部 人権教育部 |
| 8 月 | 各学年・学級における「いじめ根絶に向けての具体的な取組」の反省 ○学校いじめ防止対策委員会 ・「いじめ根絶に向けての具体的な取組」の反省集約と共通理解を図るべき課題と指導の方策 ・後半に向けての取組を共通理解する。 | 児童指導部 |
| 9 月 | 全校児童への教育相談の実施 ○教育相談期間の設定 ○教育相談のまとめ（職員会議で共通理解を図るべき課題） | 特別支援部 特別支援部 |
| 10月 | 「人権教育学習」各学年・学級での取組 ○安心集会の実施 ○安心集会の実施方法を代表委員会で話合う | 人権教育部 特活部 |
| 11月 | ○児童会でのあいさつ運動に向けて ○あいさつ運動の実施方法などを代表委員会で話合う ○なかよし活動 | 特活部 特活部 特活部 |

| | | |
|-------|---|--------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○第二回 YP アンケート ○アンケートをもとに、クラスで安心して過ごすための方法を話し合う ○安心集会の実施・横浜プログラムの実施 | 児童指導部・ 人権教育部 |
| 1 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権週間の取組 ○なかよしバトンタッチ集会 ○学校いじめ防止教職員研修会 (いじめ防止月間の取り組みも含む) ○いじめアンケートの実施 ○管理職・専科による教育相談週間の実施 | 人権教育部 特活部 人権教育部 児童指導部 |
| 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> 「いのちの学習」各学級授業実践とまとめ ・「人権週間」「いのちの学習」の取組についての反省 ○あいさつ運動の実施 | 人権教育部 特活部 |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> 「人権教育学習」各学年・学級での取組 ○なかよし集会 ○学級目標達成の安心集会実施 | 特活部 人権教育部 |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> 人権教育年間のまとめ ○ありがとう集会・ありがとう給食 ○6年生を送る会 ○各学年・学級での「いじめ根絶に向けた具体的な取組」についての反省 ○全校児童の教育相談について | 特活部 特活部 特活部 特別支援部 |

※いじめを含む教育相談は、随時実施する。毎月のカウンセラー来校日の活用を図る。

3 いじめ防止及び早期発見の取組

【いじめ防止への取組】

1. 児童・生徒指導強化週間を第1期、第2期と設ける。

○児童会での話し合い活動や児童会での自主的な取り組みの強化・推進

学校テーマ 「のひとことで、れしき広がる笑顔いっぱい、いさいん

やさしい心で ちにも笑顔がいっぱいに」の活動の推進

第1期（前期）

・児童会を中心としたあいさつ運動の実施

代表委員会で提案、実施方法などを話し合う、家庭、地域の方への協力依頼

第2期（後期）

・児童会による「安心な学校」宣言活動の策定・発表

意識調査や人間関係の学校生活アンケートをクラスで実施し、クラスで安心して過ごせる方法を考え、安心集会で発表する。取組結果も、年度終わりに発表する。

2. 教育相談の重点的な実施

○全校児童相談期間を設定し、全児童への教育相談の実施

・相談に関する事前調査の配布及び集約

○日常的な教育相談体制の構築

3. 学級集団での取組と学年や全校集会での指導

- 道徳などにおける重点的な指導や人権教育の推進
- 定期的な校長講話の実施や学年・学級集会での重点的な取り上げ
- 学級会などの継続的な話し合い
- いじめ根絶に関する定期的な学年集会などの開催
- 人間関係調整能力を高める学習会（…グループやペープサートなど）の実施
- 行事やレクリエーションを通じた取組

4. 人間関係調整能力やコミュニケーション能力の育成と相互理解を図るための取組

- 学級・学年を単位とした人間関係トレーニング（学習会）などの実施
- 既存の学校行事などを活用した児童の人間関係づくり
- 保護者・PTA・教職員対象の研修会の実施

5. 保護者・地域との協働した取組の実施

- 保護者や地域の教育ボランティアによる「お話会」「生け花」「栽培」「美化活動」「見守り隊」等の協力依頼
- 相互理解と人間関係調整能力につながる「あいさつ運動」などの協力依頼
- 家庭教育学級での職員・保護者対象の研修会の実施

6. 教職員の指導力向上と指導改善の取組

- いじめ防止の指導方法や人間関係づくりの研修、教育相談研修などの外部講師などによる研修の実施
- 学年研究会などでの対応研修や定期的なカウンセラーとの相談
- 児童会の取組に連動した教職員による「安心な学校」の策定・発表
- 学校づくり委員会が連携して推進する。 第2期
 - ・「安心な学校」宣言活動の策定・発表
 - 意識調査や人間関係の学校生活アンケートをクラスで実施し、クラスで安心して過ごせる方法を考え、安心集会で発表する。取組結果も、年度終わりに発表する。

4 いじめ防止に向けた方針

【いじめの早期発見のために】

未然防止、いじめの早期発見に向けて（開発・予防の視点から）

- 児童が心通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや誰にでも居場所のある集団づくりを行う。
- すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等を充実させ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 子どもは自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対して思いやりの心を持ち、自らが主体的に話し合うなど、一人ひとりが自信のもてる絆を大切にし、いじめのない風土づくりに努める。そのために子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるように指導、支援する。
- 日頃からの児童の見守りや児童及び保護者、地域との信頼関係の構築等に努め、児

童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- 常にいじめを許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの早期発見を目指す。
- 相談窓口を明記し、いじめにかかわる相談体制を確立する。いじめ防止等のために定期的に調査、面談の実施をする。
- いじめの防止等のための対策に関する研修を実施する。
- いじめ防止対策委員会を設置する。また、学校運営協議会等で議題を設定する。
- 学校組織をあげて子どもたち一人ひとりの状況把握に努める。
- 子どもの健全育成にかかわる期間、諸団体等との連携を強化します。
- 携帯電話等でのいじめ防止に向けた子ども等への情報モラル教育を推進し啓発する。
- 地域は子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めて、相互に連携していじめ根絶に努めてもらう。

【いじめに対する措置のために】

- いじめ防止対策委員会での情報共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施し、いじめの解決に努める。
- 保護者、地域、関係機関と連携し、子どもを見守っている大人との情報を共有しながら指導にあたる。
- 保護者にいじめに加担しないように指導してもらうとともに、周囲の大人に相談するように常に働きかけてもらう。
- 保護者はいじめを発見した時は、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。
- 子ども自らいじめがあると思われるときは、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。
- 事後処理については、被害児童の事情や心情に合わせて、継続的なケアを行う。加害児童に対しては事情や心情を考え、人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、再発防止に向け、指導する。

【いじめの解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である

- ① いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身に苦痛を感じていないこと

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

6 その他

学校・教育委員会は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCAサイクル）。

必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。